

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月24日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和5年2月6日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和4年8月19日午後0時30分頃、亀山市天神二丁目地内において、アパートの住民宅を訪問した際、相手方のアパート駐車場で庁用車両を方向転換しようとしたところ、後方にあったフェンスに接触させ、これを破損させた。

2 相手方住所及び氏名

大阪市北区大淀中二丁目9番11号

カメヤマ株式会社

代表取締役会長 谷川 花子

3 損害賠償の額

275,000円